

CASE 21

相続手続きで通帳と印鑑がない場合はどうするの？



**本** ケースの場合、預金名義人である被相続人の通帳と印鑑がないだけでは手続きを拒む理由とはなりません。手続きにあたっては、相続人全員の合意によるものかどうか（または遺言等によって当該預金の権利を承継した相続人等かどうか）を確認して対応すれば問題ありません。

相続人全員の合意があるかどうかは、認証文付き法定相続情報一覧図の写しもしくは戸籍謄本類に記載されている全相続人について、相続手続依頼書に署名と実印の押印を受けて、別途取り受ける各相続人の印鑑登録証明書と一致しているか確認することで把握できます。

ただ同一一覧図は、相続放棄や欠格等については反映されません。仮に、同一一覧図には記載されているものの相続手続依頼書に記載されていない人物がいる場合は、相続放棄等をしている可能性があります。もし相続放棄している人がいれば「相続放棄申述受理証明書」を提示してもらい、本当に相

続放棄しているか確認する必要があります。

**払戻しの事実を記録する**

本ケースでは、次の点にも十分に留意する必要があります。

まず、当該預金が本当に被相続人のものか注意しましょう。本来、名義人以外の者が預金の権利者であることはあり得ませんが、本人確認法（現在の犯罪収益移転防止法）施行前に口座を開設しているケースでは、家族の名義を借りて自分の資産を管理することがありました。こうした情報が自行庫にないか確認しましょう。

次に、通帳を回収せずに相続預金の手続きをする場合、後日、通帳が発見されて問合せを受ける可能性があります。手続きの際には、通帳を回収せず払い戻した点について所定の管理簿などに記録するようにしましょう。

**POINT**

相続人全員の合意があるか確認したうえで払い戻せばよい